

印南町保健福祉医療費の支給に関する条例（平成7年条例第7号）による乳幼児の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	印南町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例（平成7年条例第7号）による乳幼児の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		印南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 印南町保健福祉医療費の支給に関する条例（平成7年条例第7号）による乳幼児の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、老人、（乳幼児）、心身障害者（児）及びひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給し住民の（保健福祉の増進）に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		印南町保健福祉医療費の支給に関する条例

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児医療費の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号1	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号2	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号3	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号4	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
-----------------	-----------------------------------	-----------------------------------

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	乳幼児
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月20日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	